

熊 本 県 消 防 長 会
消 防 用 設 備 等 指 導 指 針

熊 本 県 消 防 長 会

目 次

第1章 総 則

- 第1 目的
- 第2 留意事項
- 第3 用語

第2章 運 用 基 準

第1節 総 論

- 第1 令別表第一の取扱い
- 第2 収容人員の算定
- 第3 消防用設備等の設置単位
- 第4 階及び床面積の取扱い
- 第5 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱い
- 第6 既存防火対象物の適用除外及び用途変更の特例
- 第7 仮使用する防火対象物の取扱い
- 第8 仮設建築物の消防用設備等の取扱い
- 第9 令第8条に規定する区画等の取扱い

第2節 消 火 設 備

- 第1 消火器具
- 第2 2以上の消火設備に兼用する加圧送水装置等の取扱い
- 第3 2以上の防火対象物に兼用する消火設備の取扱い【未掲載】
- 第4 屋内消火栓設備
- 第5 スプリンクラー設備
- 第6 水噴霧消火設備等を設置すべき防火対象物の取扱い
- 第7 泡消火設備等で移動式とすることができる場所の取扱い
- 第8 水噴霧消火設備
- 第9 泡消火設備
- 第10 不活性ガス消火設備
- 第11 ハロゲン化物消火設備
- 第12 粉末消火設備
- 第13 屋外消火栓設備
- 第14 動力消防ポンプ設備
- 第15 パッケージ型消火設備

第 16 パッケージ型自動消火設備

第 3 節 警 報 設 備

- 第 1 自動火災報知設備
- 第 2 ガス漏れ火災警報設備
- 第 3 漏電火災警報器
- 第 4 消防機関へ通報する火災報知設備
- 第 5 非常警報設備

第 4 節 避 難 設 備

- 第 1 避難器具
- 第 2 誘導灯及び誘導標識

第 5 節 消 防 用 水 ・ 消 火 活 動 上 必 要 な 施 設

- 第 1 消防用水
- 第 2 排煙設備
- 第 3 連結散水設備
- 第 4 連結送水管
- 第 5 非常コンセント設備
- 第 6 無線通信補助設備

第 6 節 そ の 他

- 第 1 非常電源
- 第 2 特定共同住宅等の取扱い

※ 【未掲載】の基準は、熊本県内すべての消防本部の取扱いが統一され次第、掲載する。

第1章 総 則

第1 目的

消防用設備等の設置及び維持に関しては、消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）で定められており、これに基づき、各消防本部でそれぞれの地域の実態に即した適正な法令解釈及び行政指導が行われているところである。

一方、法令解釈及び行政指導は複雑多岐にわたる部分が多く、消防本部間でこれが異なることにより行政上の不均衡が生ずるおそれがある。

このため、熊本県内の各消防本部間における消防用設備等の設置及び維持に関する法令解釈及び行政指導の統一を図るため「熊本県消防長会消防用設備等指導指針」を発刊するものである。

また、「熊本県消防長会消防用設備等指導指針」を発刊することで、熊本県内における消防予防行政の明確性、公平性及び透明性の向上を図り、これによる行政指導の徹底により防火対象物の火災危険を低減し、地域住民の安全・安心の向上を図ることを目的とする。

第2 留意事項

- 1 指導基準（行政指導事項）については、防火対象物の防火安全対策の向上のために相応の効果があるものとして定めたものであり、各消防本部の担当者は、防火対象物の関係者、設計者、施工者等（以下「施工者等」という。）に十分説明を行い、協力を得て実現させること。
- 2 本指導指針は、施行の際、熊本県内のすべての消防本部で行われていた法令解釈及び行政指導を取りまとめたものである。施行前の取扱い、施行後に行われた取扱いの変更等については、各消防本部に確認すること。
- 3 本指導指針に掲載されている内容であっても、個別の防火対象物に対する指導は管轄する消防本部が行うものであり、施工者等は指導内容に疑義あるときは、所轄消防本部に相談すること。
- 4 本指導指針に掲載されていない内容については、各消防本部でそれぞれ異なる取扱いが行われている場合があるので、施工者等は事前に所轄消防本部に確認すること。

第3 用語

1 用語

本運用基準に用いる法令等の略称は、次のとおりとする。

- (1) 法 : 消防法
- (2) 令 : 消防法施行令
- (3) 規則 : 消防法施行規則
- (4) 条例 : 火災予防条例

※ 掲載している条項は、熊本市火災予防条例による。

- (5) 建築基準法 : 建築基準法
- (6) 建築基準法施行令 : 建築基準法施行令
- (7) 電気設備に関する基準を定める省令 : 電気設備に関する基準を定める省令
- (8) J I S : 産業標準化法第20条第1項の規定による日本産業規格
- (9) 安全センター : 財団法人日本消防設備安全センター
- (10) 耐火構造 : 建築基準法第2条第7号に規定するもの
- (11) 準耐火構造 : 建築基準法第2条第7号の2に規定するもの
- (12) 防火構造 : 建築基準法第2条第8号に規定するもの
- (13) 不燃材料 : 建築基準法第2条第9号に規定するもの
- (14) 準不燃材料 : 建築基準法施行令第1条第5号に規定するもの
- (15) 難燃材料 : 建築基準法施行令第1条第6号に規定するもの
- (16) 防火設備 : 建築基準法第2条第9号の2ロに規定するもの
- (17) 特定防火設備 : 建築基準法施行令第112条第1項に規定するもの
- (18) 防火戸 : 建築基準法第2条第9号の2ロに規定するもの
- (19) 認定評価品 : 規則第31条の4の規定に基づき登録認定機関により認定評価を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等
- (20) 品質評価品 : 日本消防検定協会が行う品質評価を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等（「消防法の一部を改正する法律」（平成24年法律第38号）の施行日以前に当該改正前の法第21条の36の規定による鑑定試験に合格したものを含む。）
- (21) 評定品 : 財団法人日本消防設備安全センターが行う「消防防災用設備機器性能評定委員会」において評定合格した消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等
- (22) 特定防火対象物 : 令別表第一（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物

熊本県消防長会消防用設備等指導指針

- (23) 非特定防火対象物 : 特定防火対象物以外の令別表第一に掲げる防火対象物
- (24) 令 8 区 画 : 令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の
区画
- (25) 無 窓 階 : 令第10条第1項第5号に規定する避難上又は消火活動
上有効な開口部を有しない階

2 凡例

本運用基準の各文末尾の記号は、次のとおりとする。

- (1) 無 印 : 法令基準（法令解釈等）
- (2) ☆ : 法令基準 + 指導基準
- (3) ◇ : 指導基準（法令に定めのない事項に関する行政指導）